

緊急経済対策応援給付金 申請はお済みですか？

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みなどを受け、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている事業者を対象に、給付金を支給しています。なお、事業の継続や雇用の維持、新しい生活様式への対応などに関わる経費を支援することを目的としています。

Q1 給付の対象は？

町内に事業所などを有する個人事業主（個人農家を除く）や中小企業者など（農業法人、医療法人、NPO法人を含む）のうち、令和元年度に事業所得があり、所得を申告している事業者を対象とします。ただし、町内に本社機能がない大型店、町から指定管理料や運営費補助などの支援を受けている団体、宗教上の組織もしくは団体などを除きます。

Q2 給付を受ける条件は？

新型コロナウイルス感染症の影響で、**令和2年3月から令和2年8月**までのいずれかの月で、**前年同月比20%以上売上げが減少**していることが条件です。前年と売上げが比較できない事業者（創業1年未満の事業者など）は、ご相談ください

Q3 給付金はいくらもらえるの？

一律10万円を給付します。さらに、売上げが50%以上減少し、かつ**従業員（事業主や家族従業員、会社役員を除く）を常時雇用**している事業者には、金額を加算します。

売上額	雇用人数	給付金額
前年同月比 ▲20%以上	—	10万円
前年同月比 ▲50%以上	1～4人	30万円(加算後)
	5人以上	50万円(加算後)

Q4 どうやって申請するの？

町役場1階多目的ホール、各総合支所振興課、町商工会に申請書類を備え付けてあります。**町ホームページからもダウンロード**可能です。記入を終えた申請書類は、返信用封筒に同封の上、**原則郵送**で提出してください。

申請期限

令和2年9月30日(木)

申請に必要な書類をチェック！

- 前年度の確定申告書（写し）
- 月別の売上げが確認できる台帳など（写し）
- 開業届や営業許可証など、事業実態が確認できる資料（写し）

※創業1年未満の事業者に限る

- 振込口座が確認できる資料（通帳の写し）

※国の持続化給付金を受給している事業者などは、申請手続きが簡素化されます。



町役場1階多目的ホールおよび各総合支所振興課で、申請に関する相談に対応しています。国や県の給付金などの相談も受け付けています。

ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

【緊急経済対策応援給付金専用窓口】

電話 0570-05-6733